

垂水市農業委員会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第6回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和3年11月25日（月） 午前9時30分～午前10時5分

場 所 第一会議室

出席者

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	村山 繁 稔	6	重吉 伸 哉
2	森 千 秋	7	池田 穰 二
3	中条 裕 二	8	瀬角 初 美
4	塚田 光 春	9	永吉 浩 幸
5	下瀬 秀	10	葛迫 巧

出席した事務局職員

局 長 森 秀 和

農地係長 美 坂 康 人

副 主 幹 港 友 和

主 査 神 川 綾

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について

議 事

議 長	会長あいさつ。
係 長	諸般報告。
議 長	<p>ただいまから、第6回総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、4番塚田委員、5番下瀬委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は2ページになります。</p> <p>合わせて別紙の申請地を示した地図1ページから御覧下さい。</p> <p>今月の許可申請は10件でございます。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで知人同士の無償譲渡によります所有権移転となります。</p> <p>4番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで知人同士の無償譲渡によります所有権移転となります。</p> <p>5番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで親子間の無償譲渡によります所有権移転となります。</p> <p>6番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>7番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>8番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで親子間の無償譲渡によります所有権移転となります。</p> <p>9番の譲渡人は、〇〇の相続財産管理人司法書士〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡</p>

	<p>大のための所有権移転となります。</p> <p>10 番の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大のための所有権移転となります。</p> <p>申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
10 番委員	<p>1 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大のため何ら問題ありません。</p> <p>2 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで先月のあっせん成立による本人の希望によります経営規模拡大のため何ら問題ありません。</p> <p>3 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで知人からの無償譲渡ということで何ら問題ありません。以上です。</p>
3 番委員	<p>4 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで知人からの無償譲渡ということで何ら問題ありません。</p> <p>5 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで親子間の譲渡です。二人とも住所が〇〇市ですが、垂水在住で親戚の〇〇〇〇さんが管理をされるため問題ありません。</p> <p>6 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんです。譲受人は高齢であります、他の農地も含め農業をされていますので、問題ありません。以上です。</p>
8 番委員	<p>7 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんですが、譲受人の〇〇〇〇さんが畜舎を建設することとなり、隣の田んぼが欲しいということで〇〇〇〇さんに相談に行ったところ快諾されたということで何ら問題ありません。以上です。</p>
8 番委員	<p>8 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで親子間の贈与ということで問題ありません。</p>
4 番委員	<p>9 番の譲渡人は、所有者は既に亡くなっており、相続人が財産放棄したということで相続財産管理人司法書〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで経営規模拡大の売買ための問題ありません。</p>

	10 番の譲渡人は、〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇〇〇さんで経営規模拡大のための売買のため問題ありません。以上です。
議 長	ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議 場	なし。
議 長	異議はございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。 次に議案第 2 号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。 議案書 5 ページをお開きください。 今月は、田 21 筆 15,145 m ² 、畑 11 筆 8,334 m ² の合計 32 筆 23,479 m ² の利用権設定がありました。それでは、順番に説明いたします。 1 番は、新規契約で 10 年間の使用貸借です。 2 番は、新規契約で 10 年間の賃貸借です。 3 番から 6 番は、再契約で 5 年間の賃貸借です。 7 番は、新規契約で 5 年間の使用貸借です。 8 番 9 番は、再契約で 6 年間の賃貸借です。 10 番は、新規契約で 5 年間の使用貸借です。 11 番から 17 番は、新規契約で 10 年間の使用貸借です。 なお、貸し人と借り人が同一人物となっておりますが、土地所有者の代表相続人と耕作者が同一のため、このような表記となっております。 18 番以降は 6 ページをご覧ください。 18 番 19 番は、新規契約で 10 年間の使用貸借です。 この 2 件につきましても、先程と同様の理由により、貸し人と借り人が同一人物となっております。 20 番からは公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園 秀彦との契約となっておりますが、同一の地番が、所有者と公社の貸借、公社と耕作者の貸借で 2 回出て参ります。 まずは、所有者と公社との契約について説明いたします。 公社との契約は全て新規契約となるため、新規契約・再契約区分の説明は割愛させていただきます。

	<p>20番から25番は、19年1ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>26番以降は、耕作者と公社との契約になります。</p> <p>26番から31番は、19年1ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>32番は、7年2ヶ月間の賃貸借です。</p> <p>これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の要件を満たしております。</p>
議 長	<p>次に、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>なお、この議案には11番から19番に〇〇委員が貸人借人となっている事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により議事に参与できませんので、11番から19番の審査開始から終了まで〇〇委員の退出をお願いします。</p> <p>それでは1番から10番までの説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>1番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん10年間の使用貸借の新規契約で経営規模拡大ということで問題ありません。</p>
4番委員	<p>2番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん10年間の賃貸借の新規契約で問題ありません。</p> <p>3番4番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>5番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>6番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p> <p>7番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。</p>
6番委員	<p>8番9番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん6年間の賃貸借の再設定ということで問題ありません。</p>
7番委員	<p>10番貸人〇〇〇〇さん借人〇〇〇〇さん5年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>なし。</p>
議 長	<p>異議がございませんので、1番から10番までは原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>はい。</p>

議 長	次に 11 番から 19 番について説明をお願いします。 ○○委員の退席をお願いします。 それでは○○委員の説明をお願いします。
8 番委員	11 番から 19 番貸人○○○○さん借人○○○○さん親子間の 10 年間の使用貸借の新規契約で問題ありません。
議 長	ただ今、担当委員から説明がありましたが、これについて何か異議はありますか。
10 番委員	貸人借人が同じ人だが、契約する必要はあるのですか。
事務局	所有者が○○さんのお父さん名義で相続代表者の○○さんと耕作者の○○さんの契約となります。
10 番委員	○○さんのお母さんでも契約できるのか。
事務局	○○さんのお母さんでも契約できますが、今回の相続代表者は○○委員で提出がありました。弟さんもいますが、○○さんが垂水で管理をしているということで○○さんになっています。あと農林課の補助事業の関係でこの土地を利用権設定しなければならないということでこのような形になりました。
議 長	他に異議はございませんか。
議 場	なし。
議 長	異議がございませんので、11 番から 19 番までは原案のとおり決定してよろしいですか。
議 場	はい。
議 長	11 番から 19 番までは原案のとおり決定いたしました。 ○○委員の着席をお願いします。 以上をもちまして、第 6 回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会 長 葛 迫 巧 署名委員 塚 田 光 春 署名委員 下 瀬 秀